

## 中学校音楽 学習指導要領 一改訂の概要

### ○ 年間の授業時数は変更なし

現行時数からの変更はない（学校教育法施行規則）。

・第1学年…45時間 第2・3学年…35時間

### ○ 「更なる充実が求められる」点

平成28年12月の中央教育審議会答申において、下記について「更なる充実が求められる」とされた。

- ・感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと
- ・我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと
- ・生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくこと

### ○ 育成すべき資質・能力に基づく枠組みの採用

教科の「目標」は、他教科との統一の下、前文と、資質・能力の三つの柱に対応した(1)～(3)とで構成された。

- (1) 知識・技能
- (2) 思考力・判断力・表現力等
- (3) 学びに向かう力・人間性等

各学年の「目標」も、同様に対応した(1)～(3)で構成された(前文は無し)。

また、各学年の「内容」では、A表現(1)歌唱、(2)器楽、(3)創作、B鑑賞、及び〔共通事項〕の各領域等において、ア～ウの事項が下記のように対応して示された。

ア「思考力・判断力・表現力等」に関わるもの

イ「知識」に関わるもの

ウ「技能」に関わるもの(A表現(1)(2)(3)のみ)

なお、資質・能力の三つの柱については、「相互に関連し合い、一体となって働くことが重要である。このため、必ずしも、別々に分けて育成したり、「知識・技能」を習得してから「思考力・判断力・表現力等」を身に付けるといった順序性を持って育成したりするものではない」(平成28年12月 中教審答申)や、「各事項を適切に関連させて指導すること」(「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1(2))とされた。

### ○ 音楽的な見方・考え方

教科の「目標」において、「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ」と示されたが、この「音楽的な見方・考え方」とは、中学校段階では「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること」とされた(平成28年12月 中教審答申)。

### ○ その他の主な変更点

#### 第2 各学年の目標及び内容

・各学年の目標は、教科目標と同様、資質・能力の三つ

の柱に対応して再構成され、(3)では、「主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み」と示された。

- ・各学年の内容の前文は、「指導する」から「身に付けることができるよう指導する」に変更された。
- ・各学年のA表現(1)歌唱(2)器楽(3)創作の内容は、「ア 創意工夫すること(思考・判断・表現力等)」「イ 理解すること(知識)」「ウ 技能を身に付けること(技能)」が具体的に示された。
- ・各学年のB鑑賞の内容は、現行(1)の3項を2項に再構成(現行(2)は「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2(8)へ移動)され、各項目は(ア)(イ)(ウ)の具体的な内容を「ア 味わって聴くこと(思考・判断・表現力等)」「イ 理解すること(知識)」と示された。
- ・各学年の〔共通事項〕の内容は、「ア 考えること(思考・判断・表現力等)」と「イ 理解すること(知識)」に再構成された(現行アの各要素は「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2(9)へ移動)。

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- ・1(1)「主体的・対話的で深い学び」など、資質・能力の育成に向けた内容が新設された。
- ・1(2)指導については、「各事項を適切に関連させて指導すること」が新設された。
- ・1(4)指導については、「必要に応じて、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにする」が付加された。
- ・1(5) 障害のある生徒に関する項目が新設された。
- ・2(1)イ 音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導の工夫について、「音楽科の特質に応じた言語活動」の適切な位置付けが付加された。
- ・2(1)ウ 「体を動かす活動」の取り入れ方が具体的に示された。
- ・2(1)エ 現行2(7)イ後段の「コンピュータや教育機器」が本項に移動し、活用の目的が示された。
- ・2(1)オ 「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化」との主体的な関わりについて新設された。
- ・2(1)カ 知的財産権について、「また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること」等が付加された。
- ・2(3)イ 和楽器の取り扱いについて、「愛着をもつことができるよう」等が付加された。
- ・2(4)合わせて歌ったり演奏したりする表現形態について、生徒一人一人が「主体的に創意工夫できる」指導方法の工夫が新設された。
- ・2(6)我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導について、「適宜、口唱歌を用いること」が付加された。